

令和3年度 財政援助団体等監査監査結果措置状況

《神戸すまいまちづくり公社・神鋼環境ソリューション・神鋼環境メンテナンス

共同事業体（神戸市農業集落排水処理施設指定管理者）》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 審査請求の教示を適正に行うべきもの</p> <p>排除汚水量減量認定通知書では、審査請求の教示ではなく誤って異議申し立ての教示を行っており、処分の取り消しの訴えについての教示もなかった。そして、排除汚水量減量認定の取り消しを行った事例については、教示がなされていなかった。</p> <p>また、使用者への使用料の請求にあたっては、指定管理者は基本的には納付書による納入通知を行っており、納付書では教示がされているが、納付書を使用せず送付文及び請求書の送付だけを行っているものについては教示がなされていなかった。</p> <p>不服申立てをするべき行政庁等の教示については行政不服審査法第82条に定められており、審査請求ができる処分をする場合には、審査請求ができる旨及び期間を書面で教示しなければならないこととされている。</p> <p>そして、指定管理者が行う処分については、神戸市の作成する公の施設の指定管理者制度運用マニュアルにより次のとおり示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><公の施設の指定管理者制度運用マニュアル></p> <p>8.4.2 指定管理者が行う業務に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者は、条例の規定に基づき使用許可等の行政処分を行うことができますが、その場合、「行政庁」に相当するため、当該処分について、行政手続条例等の適用を受けるとともに、行政事件訴訟法第11条第2項の規定による取消訴訟の被告となる場合があります。 ・ 指定管理者が行った処分にかかる審査請求については、地方自治法第244条の4第1項の規定に基づき、地方公共団体の長に対してするものとされています。 ・ 上記2点に関しては、法律（行政事件訴訟法第46条、行政不服審査法第82条）により、行政処分を行う際に教示が義務付けられていますので、その旨を指定管 </div>	<p>適切な教示内容とするよう指定管理者に対して指導・周知を行うとともに、指定管理者からの報告内容の確認強化を図り、適正に業務を行うための措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p data-bbox="209 271 743 304">理者に周知してください。</p> <p data-bbox="209 311 743 423">指定管理者は、処分の相手方の権利利益の救済を得る機会を十分に確保するため、適正に教示すべきである。</p> <p data-bbox="209 430 743 797">神戸市所管局は公の施設の指定管理者制度運用マニュアルに従い適正に業務を行うよう指定管理者に周知すべきである。また、神戸市所管局は排除汚水量減量の認定等について指定管理者からその都度、申告者に対する通知を添えた報告を受けていることから、報告内容については十分に確認し、誤りや記載が不足する事項があれば適正に教示を行うよう指導すべきである。</p>		